

制 度 の 概 要

対象となる事業者	県内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が50人以下でかつ中小企業新事業活動促進法の承認企業等に限る。 ※ 詳細は2ページの「対象となる事業者」をご覧ください。
対象設備	創業または経営基盤の強化に資するものであって、その必要性が認められる 新品 の機械・設備等で、設備導入後に国が指定した割合の付加価値額の向上が見込まれるもの。 ※ 詳細は3ページの「対象となる設備」（既に納入・設置されている設備は対象外）をご覧ください。
貸付限度額	設備導入資金の2／3以内を上限として、66万円から6,000万円
貸付期間	一律7年
利子	無利子
償還方法	貸付資金を期間内の月数で均等割りし、 約束手形 により月賦償還（1年間の据置期間あり）
保証人等	個人企業の場合：連帯保証人2名または不動産担保 法人企業の場合：連帯保証人2名（ただし、連帯保証人の内1名は代表取締役） ※ 詳細は4ページの「保証人等」を参照してください。
借入に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険：貸付対象設備には、償還期間中（一括）借受人の負担により損害保険を付保していただきます。なお、損害保険は原則として千葉県火災共済協同組合に加入していただき、当センターが質権設定します。 ・登記等諸費用：登記等にかかる費用及び印紙税、約束手形取立手数料等の諸経費につきましては借受人に負担していただきます。 ・公正証書作成費用：契約書は公正証書として作成する場合がございます。この際に要する費用は借受人に負担していただきます。
譲渡担保権の設定	貸付対象設備について、原則として当センターと譲渡担保契約を締結していただき、当センターが譲渡担保権を設定いたします。 この際に要する費用は借受人に負担していただきます。
支払完了検査 会計検査	貸付対象設備の代金全額の支払完了後、貸付対象設備の現物確認と関係帳票類について、当センター職員による「支払完了検査」及び国の会計検査院による「会計検査」があります。